

○三鷹市スポーツ施設条例施行規則

平成 28 年 10 月 1 日

規則第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三鷹市スポーツ施設条例（昭和 48 年三鷹市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(使用区分)

第 2 条 条例別表第 1 に規定する三鷹市スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）のうち、三鷹市大沢総合グラウンド（ボール遊びエリア、バスケットボールエリア及びスケートボードエリアを除く。）、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市井ログラウンド、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市下連雀ゲートボール場の使用区分は、別表第 1 のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(貸切使用できるものの範囲等)

第 3 条 三鷹市大沢総合グラウンド（テニスコートに限る。）及び三鷹市新川テニスコートを個人に対して貸切使用させることができる面の数は、1 の使用区分につき、いずれも 1 面とする。

2 条例第 8 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる市長が別に定める団体とは、三鷹市スポーツ協会、三鷹市芸術文化協会、三鷹市の住民協議会、株式会社まちづくり三鷹及び三鷹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年三鷹市条例第 26 号）第 2 条各号に掲げる団体（以下「公共的団体」という。）とする。

(使用できる種目)

第 3 条の 2 スポーツ施設を使用できる種目は、市長が別に定める。

(貸切使用の登録)

第 4 条 条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により貸切使用登録をしようとするものは、三鷹市スポーツ施設貸切使用登録届出書（様式第 1 号）又は三鷹市生涯学習施設等予約システム（以下「施設予約システム」という。）により、市長に届出をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により貸切使用登録の届出をしたもの（以下「貸切使用登録届出者」という。）を登録したときは、電磁的方法により貸切使用登録カード（以下「登録カード」という。）を当該貸切使用登録届出者に交付するものとする。ただし、電磁的方法によらない方法による交付を希望するものには、市長が別に定める方法で交付することができる。

3 前項の規定により登録カードの交付を受けたもの（以下「貸切使用登録者」という。）は、登録カードを他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

4 市長は、条例第 8 条の 3 第 2 項ただし書の規定により貸切使用登録届出者を登録しないものと決定したときは、その理由を付して、当該貸切使用登録届出者に通知しなければならない。

5 貸切使用登録者は、第 1 項の規定による届出の内容に変更が生じたとき又は当該登録

を廃止しようとするときは、三鷹市スポーツ施設貸切使用登録（変更・廃止）届出書（様式第2号）又は施設予約システムにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（貸切使用登録の取消し）

第4条の2 市長は、条例第8条の4の規定により貸切使用登録を取り消したときは、その理由を付して、当該登録していたものに通知しなければならない。

（優先貸切使用できる事業）

第4条の3 条例第8条の5に規定するスポーツ施設を優先して貸切使用させること（以下「優先貸切使用」という。）ができる事業は、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるもの 当該団体が主催する広く市民を対象としたスポーツ・レクリエーションに関する大会、イベント、教室又は講習（以下「主催大会等」という。）であって市長が認める事業
- (2) 三鷹市スポーツ協会又は前号に掲げる団体の上部団体 主催大会等（三鷹市が後援する場合に限る。）であって市長が認める事業
- (3) 三鷹市スポーツ協会又は第1号に掲げる団体が後援し、又は支援する団体 主催大会等（三鷹市が後援するときに限る。）であって市長が認める事業
- (4) 三鷹市 主催し、又は共催する事業
- (5) 条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。） 同条に規定する指定管理施設において、当該指定管理者が主催し、又は共催する事業
- (6) 国又は他の地方公共団体 公の事業
- (7) 市内官公署 公の事業
- (8) 公共的団体 主催大会等であって市長が認める事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める団体 市長が認める事業

（貸切使用の申請及び承認）

第5条 貸切使用登録者が貸切使用しようとするときは、条例第9条第1項の規定に基づき、別表第2に定める区分ごとに、同表に定める申込期間内に施設予約システムにより、市長に使用の申請をしなければならない。ただし、使用日当日については、施設予約システムによらず、貸切使用しようとするスポーツ施設の窓口で使用の申請をしなければならない。

- 2 市長は、別表第2に定める抽せん予約期間内に申請があったときは、施設予約システムによる抽せんにより使用する貸切使用登録者を決定するものとする。
- 3 市長は、別表第2に定める先着予約期間内に申請があったときは、先着順により使用する貸切使用登録者を決定するものとする。
- 4 前2項の規定により決定を受けた貸切使用登録者は、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用開始前までに条例第12条第1項に規定するスポーツ施設の使用料並びに同条第3項に規定する設備及び器具の使用料を納入し、市長の承認を受けなければならない。ただし、当該使用料を口座振替又はクレジットカード払の方法により納入する場合にあ

っては、使用日の属する月の翌々月の初日（その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日）に納入するものとする。

- 5 市長は、第1項から第3項までの規定により難しい事情がある場合は、貸切使用する貸切使用登録者を別の方法により決定することができる。
- 6 第4項の規定により使用の承認を受けたもの（第8条第2項の規定により使用の承認があったものとみなされる者を含む。以下この条から第14条までにおいて「使用者」という。）は、スポーツ施設の使用前に、市長に使用者であることを証する本人確認書類等を提示しなければならない。
- 7 条例第8条の2第2項第3号及び同条第5項に規定するものが貸切使用しようとするときは、市長が別に定める日までに、三鷹市スポーツ施設貸切使用申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。
- 8 市長は、前項の規定により貸切使用を承認したときは、三鷹市スポーツ施設使用承認書（様式第4号）により通知するものとする。
- 9 市長は、使用者であることを確認できないときは、スポーツ施設を使用しているものに対し、使用者であることを証する本人確認書類等の提示を求めることができる。
- 10 スポーツ施設を使用しているものは、前項の規定に基づき市長から本人確認書類等の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

（優先貸切使用の申請及び承認）

第5条の2 第4条の3第1号から第3号まで及び第8号に掲げる団体が、それぞれ各号に定める事業のためにスポーツ施設を優先貸切使用しようとするとき、並びに市長が別に定める団体が市長が認める事業のためにスポーツ施設を優先貸切使用しようとするときは、次の各号に掲げる優先貸切使用の種別に応じ、当該各号に定める期間内に、市長が別に定める事項を遵守し、必要な書類を市長に提出するものとする。

(1) 年間調整（必要な書類の提出を受け付けて行う優先貸切使用の調整をいう。以下同じ。） スポーツ施設の優先貸切使用をしようとする日の属する年度の前年度において、市長が別に定める日から11月末日まで

(2) 5月前申請（三鷹市スポーツ施設優先貸切使用申請書（様式第5号）の提出を受け付けて行う優先貸切使用の申請（第3項及び第4項による申請を除く。）をいう。） スポーツ施設の優先貸切使用をしようとする日の属する月の5月前の1日から4月前の5日まで

- 2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、別に定めるところにより、優先貸切使用ができるものを決定するものとする。
- 3 年間調整の書類を提出した団体が、前項の規定により優先貸切使用ができることと決定されたスポーツ施設を使用する場合は、市長が別に定める日までに、条例第9条第1項の規定に基づき、三鷹市スポーツ施設優先貸切使用申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第4条の3第4号から第7号まで及び第9号に掲げる団体がそれぞれ各号に定める事業のためにスポーツ施設を優先貸切使用しようとするときは、市長が別に定める日までに、条例第9条第1項の規定に基づき、三鷹市スポーツ施設優先貸切使用申請書を市長

に提出するものとする。

- 5 市長は、前2項の規定により優先貸切使用を承認したときは、三鷹市スポーツ施設使用承認書により通知するものとする。
- 6 第2項の規定により優先貸切使用ができることの決定を受けたものが、条例第8条の4の規定に基づき登録の取消しとなった場合は、当該優先貸切使用ができるものとして受けた決定は、その効力を失うものとする。

(貸切使用の申請制限)

第6条 条例第9条の2に規定する規則で定める事由とは、次の各号のいずれかに該当してから6月以内に、再度、いずれかの事由に該当したときとする。

- (1) 第5条第4項及び前条第5項の規定により貸切使用の承認を受けたスポーツ施設をあらかじめ連絡せず使用しなかったとき。
- (2) 条例第12条第1項及び第3項から第5項までに規定する使用料並びに三鷹市子ども発達支援センター条例(平成28年三鷹市条例第6号)第7条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)を滞納(使用日の翌日に納入されていないことをいう。ただし、口座振替又はクレジットカード払の方法により納入する場合は、使用日の属する月の翌々月の初日に納入されていないことを、市長が納期限を別に定めている場合はその期限までに納入されていないことをいう。以下同じ。)した日の翌日から起算して60日を経過したとき(以後、30日を経過するごとに1の事由とする。)
- (3) 使用者が使用したことが確認できないとき。
- (4) 第15条に規定する特別の設備等の承認手続に反したとき。
- (5) 条例第16条に規定する設備の変更等の禁止に反したとき(あらかじめ市長の承認を受けたときを除く。)
- (6) 条例第17条に規定する原状回復の義務を怠ったとき。
- (7) 第17条に規定するスポーツ施設又は設備若しくは器具の適正な使用を怠り、これらを損傷したとき。
- (8) 条例第18条に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上、市長が貸切使用を申請させることが不相当であると認めるとき。

2 条例第9条の2の規定による貸切使用の申請の制限をする期間は、申請制限を受けることとなった日の翌日から起算して3月とする。

3 市長は、条例第9条の2の規定により貸切使用の申請を制限するときは、その理由を付して、当該登録者に通知しなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第7条 条例第11条第5号に規定する規則で定める事由とは、第6条第1項の規定を準用するものとする。

2 市長は、条例第11条の規定によりスポーツ施設の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、三鷹市スポーツ施設使用承認取消し等通知書(様式第6号)により使用者に通知する。

(個人使用の申請及び承認等)

第8条 スポーツ施設を個人使用しようとする者は、使用の当日に個人使用券(様式第7号)を購入(市長が別に定めるところによる使用料の支払による方法を含む。以下同じ。)しなければならない。

2 前項の規定により個人使用をしようとする者が個人使用券を購入したときは、市長は、その者について条例第9条第1項の規定に基づく使用の申請及び承認があったものとみなすものとする。

(個人使用の超過時間の使用料)

第9条 三鷹市総合スポーツセンターのプール、トレーニング室、ランニング走路、弓道場及びアーチェリー場を個人使用する場合において、指定管理者が承認した使用時間を超過してスポーツ施設を使用した場合に係る超過時間の使用料の額は、1時間(1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間として計算する。)につき、条例別表第4の2の表個人使用の欄及び同表の3の表個人使用(大人)の欄に規定する利用時間1時間の使用料を徴収する。

(三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用料)

第10条 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場を使用する者は、自動車の出庫の際に使用料を納入しなければならない。

(三鷹市大沢総合グラウンドの夜間照明設備の使用料)

第11条 三鷹市大沢総合グラウンドの夜間照明設備を使用する者は、設備を使用する際に使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第13条第2項の規定によりスポーツ施設の使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 貸切使用

ア 障がい者(児)で組織する市内の団体が使用する場合 全額免除

イ 公共的団体又は市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるものが、広く市民を対象としたイベント、教室又は講習に使用する場合 全額免除

ウ 指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合 全額免除

エ 公共的団体又は市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるものが、広く市民を対象としたスポーツ・レクリエーションに関する大会に使用する場合 2分の1減額

オ 市内に住所を有する70歳以上の者が構成員の半数以上を占める団体が使用する場合 4分の1減額

カ 使用者の責によらない理由で使用できない場合、使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額免除

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長

がその都度定める割合

(2) 個人使用

ア 市内に住所を有する障がい者（児）及びその付添人が使用する場合。ただし、付添人は、当該障がい者（児）1人につき1人までとする。 全額免除

イ 市内に住所を有する70歳以上の者が使用する場合 4分の1減額

ウ 三鷹市総合スポーツセンターにおいて、調布市に住所を有する70歳以上の者が使用する場合 4分の1減額

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合 市長がその都度定める割合

2 前項の規定によりスポーツ施設の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ三鷹市スポーツ施設使用料減免申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による減額後の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、減額後の利用時間1時間個人使用料が減額後の利用時間3時間個人使用料又は利用時間2時間個人使用料から算出される1時間当たりの額を下回る場合は、利用時間1時間個人使用料の減額後における10円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4 第1項第1号ア及びイに掲げる場合における施設の使用料の免除の資格要件は、市長が別に定める。

（設備及び器具の使用料等）

第13条 条例第12条第3項に規定するスポーツ施設の設備及び器具の使用料は、別表第3のとおりとする。

2 指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合には、当該使用料を免除する。

3 設備及び器具を使用する者の責によらない理由で使用できない場合、使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市の都合により使用を取り消した場合には、当該使用料を免除する。

（使用料の還付等）

第14条 条例第14条ただし書の規定による使用料（個人使用券の購入により納入した使用料を除く。ただし、回数券による場合において、市長が特に認めるときは、この限りでないものとし、その取扱いは別に定める。）の還付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用者の責によらない理由で使用できない場合 全額

(2) 使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合 全額

(3) 三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認める場合 市長が必要があると認める額

2 使用者は、前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、三鷹市スポーツ施設使用料還付申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該還付を受ける者が新たに同一料金のスポーツ施設の使用の承認を受け

たときは、市長は、還付すべき使用料をこれに充てることができる。

(特別の設備等の承認手続)

第 15 条 使用者は、次に掲げる場合は、三鷹市スポーツ施設特例使用許可申請書(様式第 10 号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 条例第 16 条ただし書の規定によりスポーツ施設に特別の設備を設け、又は付属の設備及び器具以外のものを使用する場合

(2) スポーツ施設において物品等を販売し、又は金品の募集等を行う場合

(3) スポーツ施設において広告その他これに類するものを掲示し、又は配布する場合

2 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(入場の制限等)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、スポーツ施設への入場を禁止、又は退場させることができる。

(1) スポーツ施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。

(2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が入場を不相当と認めるとき。

(使用者の義務)

第 17 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) スポーツ施設並びに設備及び器具を適正に使用し、市長の指示に従うこと。

(2) スポーツ施設又は設備若しくは器具を損傷した場合は、市長に報告すること。

(3) 火災予防及び事故防止に万全を期すること。

(4) 環境衛生上思わしくない物を持ち込まないこと。

(指定管理者に関する読替え)

第 18 条 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第 2 条、第 3 条の 2 から第 4 条の 2 まで、第 5 条から第 8 条まで及び第 12 条から前条まで並びに様式第 1 号から様式第 6 号まで及び様式第 10 号の規定の適用については、第 2 条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第 3 条の 2 から第 4 条の 2 まで、第 5 条、第 5 条の 2 第 2 項から第 5 項まで、第 6 条第 3 項、第 7 条、第 8 条第 2 項及び第 15 条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 5 条の 2 第 1 項の規定中「市長に提出」とあるのは「指定管理者に提出」と、同項第 1 号の規定中「市長が別に定める日」とあるのは「指定管理者が別に定める日」と、第 12 条第 1 項第 1 号カ及び第 13 条第 3 項の規定中「三鷹市」とあるのは「三鷹市若しくは指定管理者」と、第 14 条第 1 項第 3 号の規定中「三鷹市」とあるのは「三鷹市又は指定管理者」と、様式第 1 号から様式第 3 号まで、様式第 5 号及び様式第 10 号中「三鷹市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第 4 号及び様式第 6 号中「三鷹市長氏名」とあるのは「指定管理者氏名」と、「三鷹市長を」とあるのは「指定管理者を」と読み替えるものとする。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定による三鷹市総合スポーツセンター、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの体育施設並びに設備及び器具の使用に係る手続その他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

途中の改正附則 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の三鷹市スポーツ施設条例施行規則の規定によるスポーツ施設の使用に係る手続その他の行為は、施行の日前においても行うことができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

スポーツ施設		使用区分	
三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート	1 回目	午前 7 時～午前 9 時
		2 回目	午前 9 時～午前 11 時
		3 回目	午前 11 時～午後 1 時
		4 回目	午後 1 時～午後 3 時
		5 回目	午後 3 時～午後 5 時
		6 回目	午後 5 時～午後 7 時
		7 回目	午後 7 時～午後 9 時
	野球場（夜間照明設備あり） サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室	1 回目	午前 7 時～午前 9 時
		2 回目	午前 9 時～午前 11 時
		3 回目	午前 11 時～午後 1 時
		4 回目	午後 1 時～午後 3 時
		5 回目	午後 3 時～午後 5 時
		6 回目	午後 5 時～午後 7 時
		7 回目	午後 7 時～午後 9 時
	野球場（夜間照明設備なし） ソフトボール場 練習場	1 回目	午前 7 時～午前 9 時
		2 回目	午前 9 時～午前 11 時
		3 回目	午前 11 時～午後 1 時
		4 回目	午後 1 時～午後 3 時
		5 回目	午後 3 時～午後 5 時
6 回目		午後 5 時～午後 7 時	
三鷹市大沢野川グラウンド	野球場 サッカー・ラグビー場	1 回目	午前 7 時～午前 9 時
		2 回目	午前 9 時～午前 11 時
		3 回目	午前 11 時～午後 1 時

	テニスコート	4回目	午後1時～午後3時
		5回目	午後3時～午後5時
		6回目	午後5時～午後7時
		1回目	午前8時～午前10時
		2回目	午前10時～午前12時
		3回目	午後0時～午後2時
	4回目	午後2時～午後4時	
	5回目	午後4時～午後6時	
	三鷹市井ログラウンド	1回目	午前9時～午前11時
2回目		午前11時～午後1時	
3回目		午後1時～午後3時	
4回目		午後3時～午後5時	
5回目		午後5時～午後6時30分	
三鷹市新川テニスコート	1回目	午前8時～午前10時	
	2回目	午前10時～正午	
	3回目	正午～午後2時	
	4回目	午後2時～午後4時	
	5回目	午後4時～午後6時	
三鷹市下連雀ゲートボール場	1回目	午前9時～午前11時	
	2回目	午前11時～午後1時	
	3回目	午後1時～午後3時	
	4回目	午後3時～午後5時	

別表第2（第5条関係）

区分	申込期間	
	抽せん予約期間	先着予約期間
市民、市内団体及び市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及促進に資する団体として市長が認めるもの	使用日の属する月の3月前の1日から10日まで	使用日の属する月の2月前の1日から使用日当日まで
市民以外及び市外団体	—	使用日の属する月の1月前の1日から使用日当日まで

備考 先着予約の受付は、抽せん予約期間終了後、当該スポーツ施設に空きがある場合に限る。

別表第3（第13条関係）

スポーツ施設	設備及び器具	単位	使用料
三鷹市総合スポーツセンター	放送設備	1式	1,000円
	大型得点板	1式	1,000円

備考 設備及び器具の使用料は、使用時間の区分ごとに1回の使用料とする。